

大阪市建設リサイクルガイドライン

平成30年5月

大 阪 市

目 次

第1章 総則

- 1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 適用範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 関係者の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 6 関係法令の遵守・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2章 計画期間と目標

- 1 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 目標指標と目標値設定の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 目標年度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 目標値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第3章 計画の進捗状況の検証

- 1 実施方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 目標値の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第4章 概略設計・予備設計・基本設計段階の実施事項

- 1 総合配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 リサイクル計画書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第5章 詳細設計・実施設計段階の実施事項

- 1 総合配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 リサイクル計画書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第6章 積算段階の実施事項

- 1 配慮等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 リサイクル計画書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 リサイクル阻害要因説明書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第7章 契約段階の実施事項

- 1 説明書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 契約書面の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第8章 施工段階の実施事項

- 1 元請業者の全体把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 資材搬入の注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

3	建設廃棄物の分別収集	7
4	再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の作成	8
5	通知書の作成	8
6	告知書の作成	8
7	マニフェストシステムの実施	8
8	再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成	8
9	リサイクル阻害要因説明書の作成	9
10	発注者への報告等	9
11	検査	9
12	リサイクル状況の集約	9

<別添及び様式集>

別添 1	建設副産物の分別区分	10
別添 2	推進計画フロー	11
別添 3	建設リサイクル法届出フロー	12
別添 4	建設リサイクル関係書類【土木工事】	13
別添 5	建設リサイクル関係書類【建築工事等】	14
様式 1・イ	再生資源利用計画書	15
様式 2・ロ	再生資源利用促進計画書	16
様式 1	再生資源利用実施書	17
様式 2	再生資源利用促進実施書	18
様式 3	リサイクル計画書	19
様式 4	リサイクル阻害要因説明書	20
様式 5	説明書	21
別表 1	分別解体等の計画等（建築物に係る解体工事）	22
別表 2	分別解体等の計画等（建築物に係る新築工事等）	23
別表 3	分別解体等の計画等（土木工事等）	24
様式 6 - 1	法 13 条及び省令第 4 条に基づく書面（建築物に係る解体工事用）	25
様式 6 - 2	法 13 条及び省令第 4 条に基づく書面（建築物に係る新築工事等用）	26
様式 6 - 3	法 13 条及び省令第 4 条に基づく書面（土木工事等用）	27
様式 6 - 4	法 13 条及び省令第 4 条に基づく書面の裏紙	28
様式 7	通知書	29
様式 8	告知書	30

第1章 総則

1 目的

資源の有効な利用の確保と建設副産物の適正な処理を図るため、基本的な考え方や目標等、当面実施すべき施策を内容とした「近畿地方における建設リサイクル推進計画」及び「大阪府建設リサイクル推進計画」が策定された。これらに基づき、建設副産物の排出の抑制、建設資材の再使用及び建設副産物の再資源化等の促進という観点から、環境への負荷の少ない循環型社会の構築及び自然環境保全のため、資源の循環的な利用が確保されることが重要である。

このため、本ガイドラインは、本市におけるリサイクル計画書の作成など、建設事業の計画・設計から積算、契約、施工の各段階の具体的な実施事項を取りまとめたものである。

2 適用範囲

本ガイドラインは、大阪市が実施する土木建築工事（以下「建設工事」）及びその設計業務について適用する。

3 用語の定義

本ガイドラインに掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「建設副産物」とは、建設工事に伴い副次的に得られた物品をいう。
- (2) 「建設発生土」とは、建設工事に伴い副次的に得られた土砂（浚渫土を含む。）をいう。
- (3) 「建設廃棄物」とは、建設副産物のうち廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）に該当するものをいう。
- (4) 「建設資材」とは、建設工事に使用する資材をいう。
- (5) 「建設資材廃棄物」とは、建設資材が廃棄物となったものをいう。
- (6) 「分別解体等」とは、次に掲げる工事の種類に応じ、それぞれに定める行為をいう。
 - ア 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の全部又は一部を解体する建設工事（以下「解体工事」という。）においては、建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為
 - イ 建築物等の新築その他の解体工事以外の建設工事（以下「新築工事等」という。）においては、当該工事に伴い副次的に生ずる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為
- (7) 「再使用」とは、次に掲げる行為をいう。
 - ア 建設副産物のうち有用なものを製品としてそのまま使用すること（修理を行ってこれを使用することを含む。）
 - イ 建設副産物のうち有用なものを部品その他製品の一部として使用すること
- (8) 「再生利用」とは、建設廃棄物を資材又は原材料として利用することをいう。
- (9) 「熱回収」とは、建設廃棄物であって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することをいう。
- (10) 「再資源化」とは、次に掲げる行為であって、建設廃棄物の運搬又は処分（再生するこ

とを含む。)に該当するものをいう。

- ア 建設廃棄物について、資材又は原材料として利用すること（建設廃棄物をそのまま用いることを除く。）ができる状態にする行為
- イ 建設廃棄物であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為
- (11) 「縮減」とは、焼却、脱水、圧縮その他の方法により建設副産物の大きさを減ずる行為をいう。
- (12) 「再資源化等」とは、再資源化及び縮減をいう。
- (13) 「特定建設資材」とは、建設資材のうち、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）施行令（平成12年政令第495号。）で定められた以下のものをいう。
- ア コンクリート
 - イ コンクリート及び鉄から成る建設資材
 - ウ 木材
 - エ アスファルト・コンクリート
- (14) 「特定建設資材廃棄物」とは、特定建設資材が廃棄物となったものをいう。
- (15) 「対象建設工事」とは、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上のものをいう。
- (16) 「建設副産物対策」とは、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、再使用、再資源化等、適正な処理及び再資源化されたものの利用の推進を総称していう。
- (17) 「再生資源利用計画」とは、建設資材を搬入する建設工事において、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成12年法律第113号。以下「資源有効利用促進法」という。）に規定する再生資源を建設資材として利用するための計画をいう。
- (18) 「再生資源利用促進計画」とは、資源有効利用促進法に規定する指定副産物を工事現場から搬出する建設工事において、指定副産物の再利用を促進するための計画をいう。
- (19) 「発注者」とは、大阪市をいう。
- (20) 「設計業務受託者」とは、設計業務を受託する業者をいう。
- (21) 「元請業者」とは、発注者から直接建設工事を請け負った建設業を営む者をいう。
- (22) 「下請負人」とは、建設工事を他のものから請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事について締結される下請契約における請負人をいう。
- (23) 「関係者」とは、発注者、設計業務受託者、元請業者、下請負人をいう。
- (24) 「大阪市建設副産物対策連絡協議会」とは、建設事業に伴い発生する建設残土や建設廃棄物等の建設副産物の大阪地域における計画的な利用促進に関し、必要な協議及び情報の収集、交換を行い、事業の円滑な推進に寄与することを目的として、設立された会をいう。 構成局：建設局、都市整備局、港湾局、水道局、環境局

4 基本方針

関係者は、建設工事の計画・設計、積算、施工に当たって、次に掲げる各号に基づき建設副産物にかかる総合的対策を適切に実施しなければならない。

(1) 建設副産物対策の基本的な考え方について

建設副産物対策の基本的な考え方は、まず、建設副産物の発生抑制、次に、工事に使用された建設資材の再使用を行い、これらの措置を行った後に発生した建設副産物については、再生利用を行う。さらに、それが技術的な困難性、環境への負荷の程度等の観点から適切でない場合には、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱回収を行い、最後にこれらの措置が行われないものについては、最終処分する。なお、発生した建設廃棄物については、廃棄物処理法に基づいた適正な処理を行う。

(2) 建設副産物の発生抑制について

建設副産物の発生抑制に当たって、工事の計画・設計段階からの取組みを行なうことが最も重要であり効果的である。このため、工事目的物の用途、構造等に関する要求に対応しつつ、構造物等の耐久性の向上を図るとともに、維持管理及び修繕を容易にするなど、その長期的使用に資する設計に努める。また、建設副産物の発生が抑制される施工方法の採用や、建設資材を使用する設計に努める。

(3) 建設副産物の再生利用について

建設副産物の再資源化を促進するため、建設副産物の分別解体及び再資源化に努めるとともに、その再資源化により得られた物を積極的に利用する。

(4) 建設廃棄物の適正な処理について

工事から発生した建設廃棄物については、「建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について（通知）」（平成23年3月30日付け環境省環廃産第110329004号）に従い、適正に処理する。また、処理内容に見合う処理費用（運搬費、処分費等）を適正に計上する。

5 関係者の責務

- (1) 発注者は、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の促進が図られるような工事の計画及び設計に努めなければならない。
- (2) 発注者は、工事の発注に当たって、元請業者に対して、適切な費用を負担するとともに、実施に関しての明確な指示を行うこと等を通じて、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の推進に努めなければならない。
- (3) 発注者は、本ガイドラインが設計業務受託者及び元請業者に遵守されるよう、特記仕様書等に本ガイドラインの遵守を明記しなければならない。
- (4) 発注者は、再生資材の利用、再資源化施設への搬出等を実施する工事については、利用・搬出等に関する条件を設計図書に記載しなければならない。なお、条件の変更がある場合は変更契約時に、設計図書に条件明示を行うものとする。
- (5) 設計業務受託者は、受託した業務の実施に当たって、本ガイドラインに基づき、建設副産物の発生抑制、再使用・再生利用及び適正処理について検討を行う。
- (6) 発注者及び元請業者は、工事で使用する資材、建設機械、工法及び工事目的物については、「大阪市グリーン調達方針（公共工事）」に従い、業務の趣旨や目的等を踏まえ、当該方針に定められた環境物品等の調達に努めなければならない。
- (7) 元請業者は、工事の施工に当たって、建設副産物を排出する事業者として、建設副産物対策を自ら適切に行うため、発注者との連絡調整管理及び施工体制の整備、下請負人への指導等について責任をもって行わなければならない。

- (8) 下請負人は、工事の施工に当たって、建設副産物対策に自ら積極的に取り組むよう努めるとともに、元請業者の指導等に従わなければならない。

6 関係法令の遵守

関係者は、次に示す関係法令、要綱及び指針等に基づき建設副産物の発生を抑制し、又は再使用若しくは再生利用を行うとともに、その処理に当たって適正処理に努めなければならない。

- (1) 「循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）」（基本的な枠組み）
- (2) 「廃棄物処理法」（適正処理の仕組み・役割り）
- (3) 「資源有効利用促進法」（再生資源の利用促進・副産物の有効利用の促進等）
- (4) 「建設リサイクル法」（分別解体及び再資源化等の義務付け）
- (5) 「大阪府における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」（分別解体・再資源化等の促進に向けた方策等）
- (6) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」
（環境に配慮した資材の調達等）
- (7) 「建設廃棄物処理指針」（建設系廃棄物の具体的な処理基準の明示）
- (8) 「建設副産物適正処理推進要綱」（必要な基準等の明確化）
- (9) 「リサイクル原則化ルール」（再生利用等に係る、原則として経済性に関わらず実施する事項）
- (10) 「近畿地方における建設リサイクル推進計画」（近畿における目標と実施施策）
- (11) 「大阪府建設リサイクル推進計画」（推進計画等に基づく実施施策の位置付け）
- (12) 「大阪市グリーン調達方針」（グリーン購入法に基づく基本的な考え方・品目・判断基準）
- (13) 「建設工事における産業廃棄物の処理に関する指導要綱」（元請業者等に対する指導事項）

第2章 計画期間と目標

1 計画期間

本市の計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5カ年とする。なお、計画期間満了時において、新たな期間が設定されていない場合は、それまでの間、現行の計画期間を延長するものとする。

2 目標指標と目標値設定の基本的な考え方

本市においては、循環型社会の構築の観点から、建設廃棄物の再資源化率、再資源化・縮減率（以下、「再資源化等率」という。）建設混合廃棄物の排出率及び建設発生土の有効利用率を目標指標とした。ここで目標値を設定する建設廃棄物は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物、建設廃棄物全体及び建設発生土とする。

3 目標年度

第三次循環型社会形成推進基本計画（目標年次；平成32年度）との整合を図るため、本市の目標年度は平成32年度とする。

4 目標値

目標値は次表のとおりとする。

<本ガイドラインの目標値>

対象品目		平成 27 年度 (実績)	平成 27 年度 (目標)	平成 32 年度 目標値	平成 30 年度 目標値 ()
アスファルト ・コンクリート塊	再資源化率	100%	概ね 100%	99%以上	99%以上
コンクリート塊		99.7%	概ね 100%	99%以上	99%以上
建設発生木材	再資源化・縮減率	98.8%	99%	99%以上	95%以上
建設汚泥		97.3%	95%	95%以上	90%以上
建設混合廃棄物	排出率 再資源化・縮減率	1.6% 73.8%	-	3.5%以下 50%以上	3.5%以下 50%以上
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	99.2%	95%	96%以上	96%以上
建設発生土	建設発生土 有効利用率	96.8%	90%	90%以上	80%以上

() 「近畿地方における建設リサイクル推進計画 2015」の目標値

目標値の定義は次のとおり

<再資源化率>

・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化された量と工事間利用された量の合計の割合

<再資源化・縮減率>

・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の割合

<建設混合廃棄物排出率>

・全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

<建設発生土有効利用率>

・建設発生土発生量に対する現場内利用および工事間利用等を加えた有効利用量の合計の割合

第 3 章 計画の進捗状況の検証

1 実施方法

大阪市建設副産物対策連絡協議会において「建設副産物実態調査(全量調査)」を毎年度実施し、本市における数値目標の達成状況を評価し、検証する。

2 目標値の見直し

目標値は、検証の結果や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。なお、目標値の検証を行うことにより建設リサイクル法の施行状況、建設リサイクル法基本方針における特定建設資材廃棄物の再資源化・縮減の目標達成状況等を確認し、必要な措置を講じるものとする。

第4章 概略設計・予備設計・基本設計段階の実施事項

1 総合配慮

発注者及び設計業務受託者は、建設工事の概略設計・予備設計・基本設計に当たって、次の事項に留意して設計を進めなければならない。

- (1) 建築物等の長期的使用に配慮し、構造躯体等の耐久性の向上など長期的使用に資する計画に努める。
- (2) 建設副産物の発生の抑制に資する工法・資材等の採用を検討し、再生資源の利用の促進に努める。
- (3) 発生する建設副産物の種類、質、数量を把握し、種類別の再資源化、処分先を検討する。

2 リサイクル計画書の作成

設計業務受託者は、リサイクル計画書（様式3）をできるだけ設計の早い段階から検討し作成しなければならない。作成した計画書は、発注者の確認を受けなければならない。

第5章 詳細設計・実施設計段階の実施事項

1 総合配慮

発注者及び設計業務受託者は、建設工事の詳細設計・実施設計に当たって、次の事項に留意して設計を進めなければならない。

- (1) 概略設計・予備設計・基本設計で検討した工法・資材の採用、再生資材の利用、建設副産物の処理方法などを明示する。
- (2) 再生資材を利用する場合は、品質を明示する。

2 リサイクル計画書の作成

設計業務受託者（設計業務委託を実施しない場合は発注者）は、リサイクル計画書（様式3）を作成しなければならない。なお、設計業務受託者が作成した場合は、発注者の確認を受けなければならない。

第6章 積算段階の実施事項

1 配慮等

発注者は、本ガイドラインの趣旨に従い、積算しなければならない。

2 リサイクル計画書の作成

発注者は、詳細・実施設計時に作成したリサイクル計画書の見直しが必要な場合は、リサイクル計画書（様式3）を作成しなければならない。

3 リサイクル阻害要因説明書の作成

- (1) 発注者は、2のリサイクル計画書の内容が第2章4に定める目標値に達しない場合は、リサイクル阻害要因説明書（様式4）を作成しなければならない。
- (2) 発注者は、(1)により作成したリサイクル阻害要因説明書について、大阪市建設副産物対策連絡協議会が必要と判断した場合は提出しなければならない。

第7章 契約段階の実施事項

1 説明書の作成

別添4及び5に定める対象工事の落札者は、速やかに建設リサイクル法第12条第1項の規定により書面を作成し、発注者に説明をしなければならない。

2 契約書面の作成

別添4及び5に定める対象工事の元請業者は、工事契約後速やかに建設リサイクル法第13条の規定により書面を作成し、発注者の確認を受けた後、契約書に添付しなければならない。

第8章 施工段階の実施事項

1 元請業者の全体把握

元請業者は、当該工事で発生するすべての建設副産物について、自らの責任で処理又は処分を行い、その状況を把握しなければならない。

2 資材搬入の注意事項

元請業者は、資材搬入に対して、下請負人も含めて次の事項について配慮しなければならない。

- (1) 現場への資材の搬入量が過大にならないこと。
- (2) 造作材、型枠等の工場加工、ボード類の実寸搬入（プレカット）等により、現場加工を低減すること。
- (3) 現場への資材搬入は、できる限りパレット、ラック、コンテナを利用し、梱包状態での搬入を避けること。
- (4) 養生材、梱包材はできる限り簡素化し、再利用できるものを使用すること。

3 建設廃棄物の分別収集

元請業者は、下請負人が排出するものも含めて、現場内等で再生利用するもの、中間処理施設に搬入するもの、最終処分場に搬入するもの等それぞれの処理・再生利用に応じた分別を行わなければならない。この際、搬入する処理施設の許可品目に応じた分別を行わなければならない。特に、安定型最終処分場の環境汚染が生じないようにするため、安定型産業廃棄物にそれ以外の廃棄物が付着混入しないよう、分別を徹底しなければならない。

なお、建設副産物と建設廃棄物の関係及び具体例、また現場分別の際の品目区分等については、別添1に示すとおりである。

4 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の作成

- (1) 別添 4 及び 5 に定める対象工事の元請業者は、工事施工前15日までに再生資源利用計画書（様式 1・イ）及び再生資源利用促進計画書（様式 2・ロ）を作成し、発注者の確認を受けた後、各 2 部を発注者に提出（1 部は施工計画書に添付、1 部は建設リサイクル法第11条に基づく通知書の添付書類）しなければならない（別に 1 部を元請業者が 1 年間保存すること）。なお、作成にあたっては、「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」（（財）日本建設情報総合センター（JACIC））にデータ登録すること。また、国土交通省指定のエクセル様式（様式 1・イ）及び（様式 2・ロ）にデータ入力を行うことで、建設副産物情報交換システム（COBRIS）登録に代えることができる。
- (2) 発注者は、元請業者から提出のあった再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の内容を確認したうえで、発注担当者チェック欄に確認者名を記載しなければならない。

5 通知書の作成

別添 4 及び 5 に定める対象工事の発注者は、建設リサイクル法第11条に基づく通知書（様式 7）を作成し、工事に着手する日の前日までに特定行政庁に通知しなければならない。

6 告知書の作成

別添 4 及び 5 に定める対象工事の元請業者は、建設リサイクル法第12条第 2 項に基づく告知書（様式 8）を作成し、下請負人に告知しなければならない。

7 マニフェストシステムの実施

- (1) 元請業者は、建設廃棄物の処理を委託する場合、産業廃棄物処理業者と委託契約を締結するとともに、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより処理完了の確認を行い、発注者に報告しなければならない。
- (2) 産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）については、A 票、B₂ 票、D 票及び E 票を発注者に提示し、確認を受けなければならない。なお、電子マニフェストの場合は、「電子マニフェストシステム（JWNET）受渡確認票」により、処分終了若しくは最終処分終了の確認を受けるものとし、各々、完成検査時に写しを提出しなければならない。また、排出事業者として保存義務が課せられているマニフェスト各票は、元請業者で必ず保管しなければならない。

8 再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成

- (1) 元請業者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、計画数量を実数に置き換えた再生資源利用実施書（様式 1）及び再生資源利用促進実施書（様式 2）を作成し、発注者の確認を受けた後、各 1 部を発注者に提出（施工計画書に添付）しなければならない（別に 1 部を受注者が 1 年間保存すること）。なお、作成にあたっては、「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」（（財）日本建設情報総合センター（JACIC））にデータ登録すること。また、国土交通省指定のエクセル様式（様式 1）及び（様式 2）にデータ入力を行うことで、建設副産物情報交換システム（COBRIS）登録に代えるこ

とができる。

- (2) 発注者は、元請業者から提出のあった再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の内容を確認したうえで、発注担当者チェック欄に確認者名を記載しなければならない。

9 リサイクル阻害要因説明書の作成

- (1) 元請業者は、8の再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の内容が、第2章4に定める目標値に達しない場合や、リサイクル計画書と比較して10%以上下がった場合はリサイクル阻害要因説明書を作成し、発注者へ提出しなければならない。
- (2) 発注者は、(1)で提出されたリサイクル阻害要因説明書について、大阪市建設副産物対策連絡協議会が必要と判断した場合は、提出しなければならない。

10 発注者への報告等

元請業者は、再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の電子データを発注者へ提出しなければならない。

11 検査

発注者は、本ガイドラインに基づき検査時に建設廃棄物の処理が適正に進められていること及び書類が適切に作成されていることを検査しなければならない。

12 リサイクル状況の集約

- (1) 別添4及び5に定める対象工事の発注者は、10の規定により提出された電子データを、建設副産物対策近畿地方連絡協議会が実施する「建設副産物実態調査」の報告に併せて、原則として年1回、前年度分を各局単位で集約し、電子データを大阪市建設局工務課へ提出しなければならない。ただし、大阪市建設局工務課から別途、提出依頼がある場合は、この依頼に基づき提出しなければならない。
- (2) 大阪市建設局は、(1)で提出されたものを集計して、本市の「建設副産物実態調査(全量調査)」とし、必要に応じて公表する。

附則

本ガイドラインは平成24年4月1日以降契約分から適用する。

附則

本ガイドラインは平成26年4月1日以降契約分から適用する。

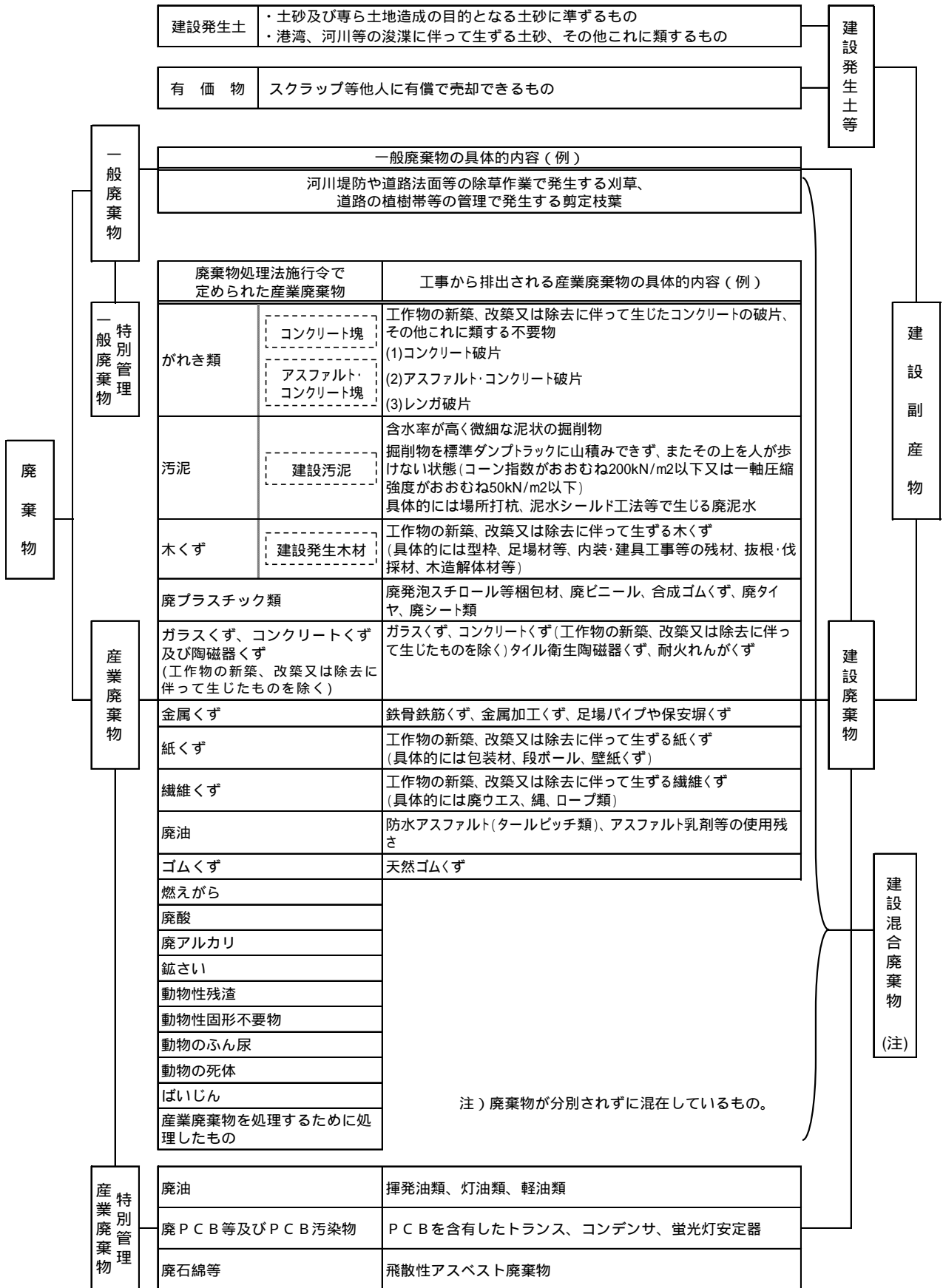
附則

本ガイドラインは平成29年4月1日から適用する。

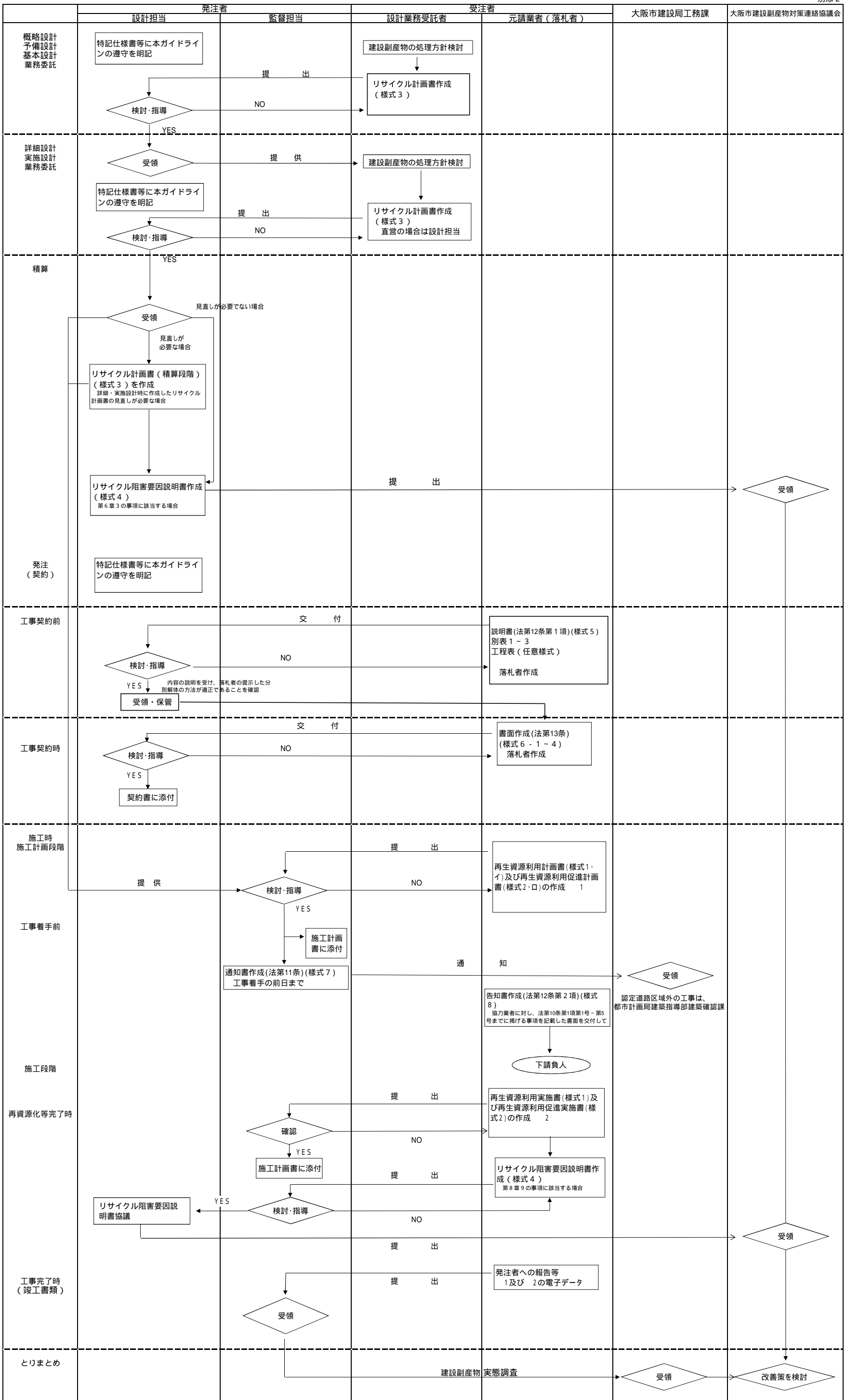
附則

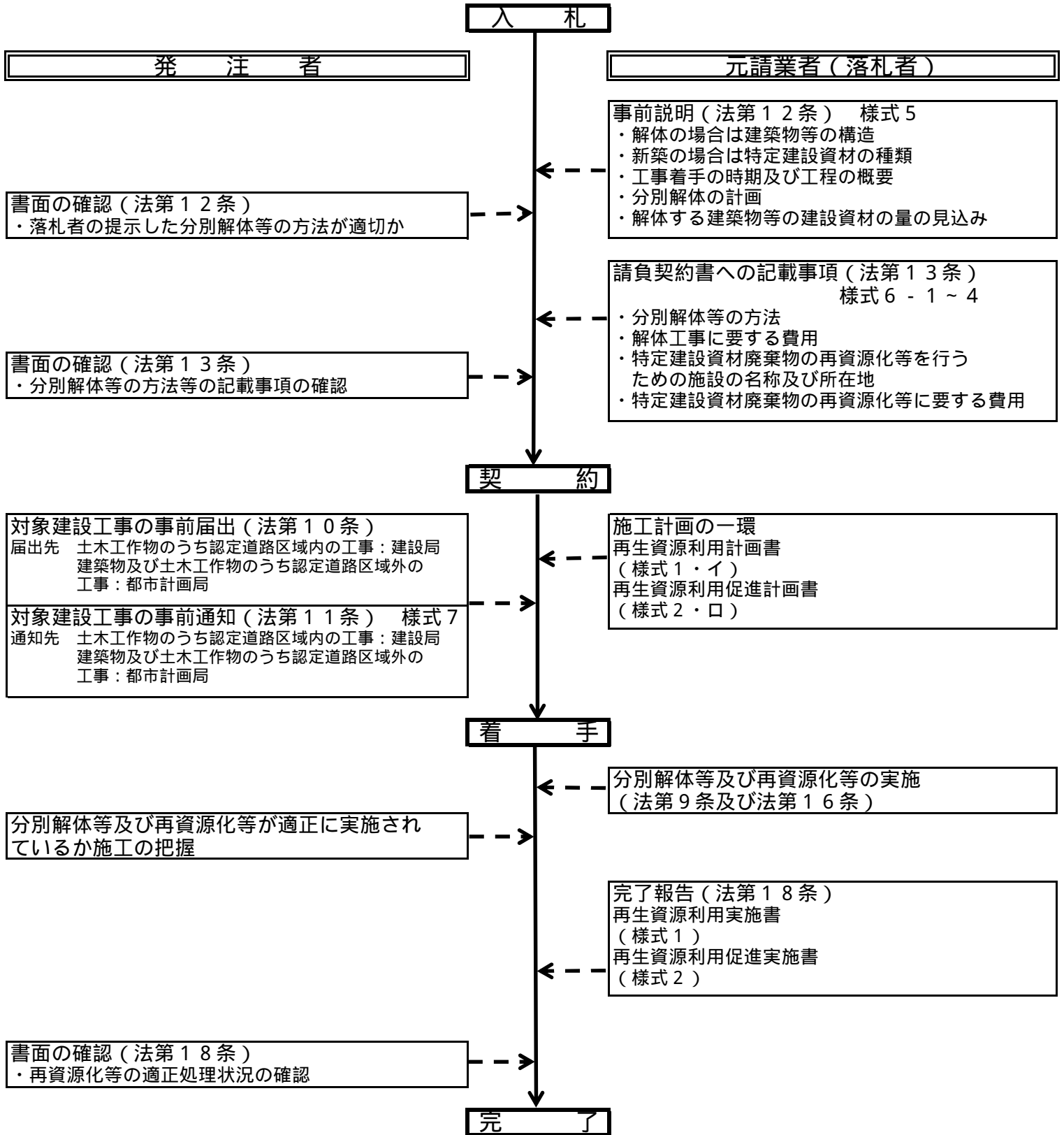
本ガイドラインは平成30年5月1日から適用する。

別添 1
建設副産物の分別区分



出典：「建設リサイクルハンドブック2011」(編集・発刊/建設副産物リサイクル広報推進会議)





1. 分別解体等の実施義務(法第9条)
 特定建設資材を用いた建築物等の解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設工事規模に関する基準以上のもの(以下「対象建設工事」という。)
2. 特定建設資材(法第2条)
 コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト・コンクリート
3. 対象建設工事の種類と規模の基準(法第9条)

対象建設工事の種類	規模の基準	
建築物の解体工事	床面積の合計	80平方メートル
建築物の新築・増築工事	床面積の合計	500平方メートル
建築物の修繕・模様替等の工事(リフォーム等)	請負代金の額	1億円(税込)
建築物以外の工作物の工事(土木工事等)	請負代金の額	500万円(税込)

建設リサイクル関係書類【土木工事】

作成時期	作成書類	様式	添付資料	作成者	提出先	根拠等	対象工事
概略設計・予備設計・基本設計時	リサイクル計画書	様式3		設計業務受注者	設計担当 (成果品の一部)	本ガイドライン	設計金額100万円以上の建設工事 (建設資材の利用量が、土砂や砕石は10m ³ 、塩化ビニル管・継手は1,000kg、その他は1トンに満たない工事、建設副産物の発生・搬出量が、廃塩化ビニル管・継手及び廃プラスチックは1,000kg、建設発生土は10m ³ 、その他は1トンに満たない工事は除く)
詳細設計・実施設計時	リサイクル計画書	様式3		設計担当 又は 設計業務受注者	設計担当 (成果品の一部)	本ガイドライン	
工事設計書作成時 (積算段階)	リサイクル計画書	様式3		設計担当		本ガイドライン	第6章3の事項に該当する場合
	リサイクル阻害要因説明書	様式4		設計担当		本ガイドライン	
工事契約前	説明書	様式5	・別表1～3 ・工程表(任意様式)	落札者	設計担当	法第12条第1項	特定建設資材(Co殻、As殻、発生木材等)を用いた建築物等に係る解体工事又は特定建設資材を使用する新築工事かつ、請負代金の額が500万円以上の建築物以外の工作物に関する工事(土木工事等)である場合に作成
工事契約時	法第13条書面	様式6-3, 4		落札者	設計担当が記載事項確認した後、契約書に添付	法第13条 省令第4条	
施工時 (施工計画段階)	再生資源利用計画書 再生資源利用促進計画書	様式1・イ 様式2・ロ		元請業者	施工計画書に添付	本ガイドライン	請負金額100万円以上の建設工事 (建設資材の利用量が、土砂や砕石は10m ³ 、塩化ビニル管・継手は1,000kg、その他は1トンに満たない工事、建設副産物の発生・搬出量が、廃塩化ビニル管・継手及び廃プラスチックは1,000kg、建設発生土は10m ³ 、その他は1トンに満たない工事は除く)
工事着手前	通知書〔工事に着手する日の前日までに通知すること〕 (現場で工事を始める前。仮設工事含む)	様式7	・再生資源利用計画書 ・再生資源利用促進計画書 ・付近見取り図	監督担当	特定行政庁	法第11条	特定建設資材(Co殻、As殻、発生木材等)を用いた建築物等に係る解体工事又は特定建設資材を使用する新築工事かつ、請負代金の額が500万円以上の建築物以外の工作物に関する工事(土木工事等)である場合に作成
	告知書	様式8	法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項を記載した書面	元請業者	下請負人	法第12条第2項	(告知書については、下請契約に先立ち、元請業者から下請負人に交付)
再資源化等完了時	再生資源利用実施書 再生資源利用促進実施書	様式1 様式2		元請業者	施工計画書に添付	法第18条第1項及び本ガイドライン	最終の設計変更(積算)後の契約金額が100万円以上の建設工事
	リサイクル阻害要因説明書	様式4		元請業者	監督担当	本ガイドライン	第8章9の事項に該当する場合
工事完了時 (竣工書類)	再生資源利用計画書(実施書)電子データ 再生資源利用促進計画書(実施書)電子データ	様式1・イ、様式1 様式2・ロ、様式2		元請業者	監督担当	本ガイドライン	最終の設計変更(積算)後の契約金額が100万円以上の建設工事

根拠法

法：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)

省：特定建設資材に係る分別解体等に関する省令(平成14年国土交通省令第17号)

建設リサイクル関係書類【建築工事】

別添5

作成時期	作成書類	様式	添付資料	作成者	提出先	根拠等	対象工事
概略設計・予備設計・基本設計時	リサイクル計画書	様式3		設計業務受注者	設計担当 (成果品の一部)	本ガイドライン	設計金額100万円以上の建設工事 (建設資材の利用量が、土砂や碎石は10m ³ 、塩化ビニル管・継手は1,000kg、その他は1トンに満たない工事、建設副産物の発生・搬出量が、コンクリート塊は10トン、廃塩化ビニル管・継手及び廃プラスチックは1,000kg、建設発生土は10m ³ 、その他は1トンに満たない工事は除く)
詳細設計・実施設計時	リサイクル計画書	様式3		設計担当 又は 設計業務受注者	設計担当 (成果品の一部)	本ガイドライン	
工事設計書作成時 (積算段階)	リサイクル計画書	様式3		設計担当		本ガイドライン	
	リサイクル阻害要因説明書	様式4		設計担当		本ガイドライン	第6章3の事項に該当する場合
工事契約前	説明書	様式5	・別表1～3 ・工程表(任意様式)	落札者	設計担当	法第12条第1項	特定建設資材(Co殻、As殻、発生木材等)を用いた建築物等に係る解体工事又は特定建設資材を使用する新築工事かつ、床面積の合計が80m ² 以上の建築物の解体工事、床面積の合計が500m ² 以上の建築物の新築・増築工事、又は請負代金の額が1億円以上の建築物の修繕・模様替(リフォーム等)等工事である場合に作成
工事契約時	法第13条書面	様式6-1, 2, 4		落札者	設計担当が記載事項確認した後、契約書に添付	法第13条 省令第4条	
施工時 (施工計画段階)	再生資源利用計画書 再生資源利用促進計画書	様式1・イ 様式2・ロ		元請業者	施工計画書に添付	本ガイドライン	請負金額100万円以上の建設工事 (建設資材の利用量が、土砂や碎石は10m ³ 、塩化ビニル管・継手は1,000kg、その他は1トンに満たない工事、建設副産物の発生・搬出量が、コンクリート塊は10トン、廃塩化ビニル管・継手及び廃プラスチックは1,000kg、建設発生土は10m ³ 、その他は1トンに満たない工事は除く)
工事着手前	通知書〔工事に着手する日の前日までに通知すること〕 (現場で工事を始める前。仮設工事含む)	様式7	・再生資源利用計画書 ・再生資源利用促進計画書 ・付近見取り図	監督担当	特定行政庁	法第11条	特定建設資材(Co殻、As殻、発生木材等)を用いた建築物等に係る解体工事又は特定建設資材を使用する新築工事かつ、床面積の合計が80m ² 以上の建築物の解体工事、床面積の合計が500m ² 以上の建築物の新築・増築工事、又は請負代金の額が1億円以上の建築物の修繕・模様替(リフォーム等)等工事である場合に作成
	告知書	様式8	法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項を記載した書面	元請業者	下請負人	法第12条第2項	(告知書については、下請契約に先立ち、元請業者から下請負人に交付)
再資源化等完了時	再生資源利用実施書 再生資源利用促進実施書	様式1 様式2		元請業者	施工計画書に添付	法第18条第1項及び本ガイドライン	最終の設計変更(積算)後の契約金額が100万円以上の建設工事
	リサイクル阻害要因説明書	様式4		元請業者	監督担当	本ガイドライン	第8章9の事項に該当する場合
工事完了時 (竣工書類)	再生資源利用計画書(実施書)電子データ 再生資源利用促進計画書(実施書)電子データ	様式1・イ、様式1 様式2・ロ、様式2		元請業者	監督担当	本ガイドライン	最終の設計変更(積算)後の契約金額が100万円以上の建設工事

根拠法

法：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)

省：特定建設資材に係る分別解体等に関する省令(平成14年国土交通省令第17号)

< 様 式 集 >

様式2-ロ 再生資源利用促進計画書 ー建設副産物搬出工事にー

1.工事概要 表画(様式1)に必ずご記入下さい

建設工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

2.建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	①発生量 (単位等) ②・③・④	現場内利用・処理			現場外搬出について										再生資源利用促進率 ⑤⑥⑦ (%)
		②利用量 ⑧	③資源内 処理量 ⑨	④焼却 ⑩	搬出先名称 2ヶ所まで記入できます。2ヶ所以上に わたる時は、用紙を換えて下さい。	区分	搬出先場所住所	他府コード ⑭	運送距離 ⑮ km	搬出物の 種類 ⑯ 15	現場外搬出量 ⑰	うち現場内 処理量 ⑱	①再生資源 利用促進率 ⑤	⑥	
コンクリート類	0.000	トン	トン	トン	搬出先1				km		トン	トン	0.000	トン	0
建設廃生土等A (他府県産物)	0.000	トン	トン	トン	搬出先1				km		トン	トン	0.000	トン	0
アスファルト・ コンクリート類	0.000	トン	トン	トン	搬出先1				km		トン	トン	0.000	トン	0
その他がれき等 建設廃生土等B (他府県産物)	0.000	トン	トン	トン	搬出先1				km		トン	トン	0.000	トン	0
建設汚泥	0.000	トン	トン	トン	搬出先1				km		トン	トン	0.000	トン	0
金属くず	0.000	トン			搬出先1				km		トン	トン	0.000	トン	0
腐植化ビニ ル管・継手	0.000	トン			搬出先1				km		トン	トン	0.000	トン	0
腐植化ビニ ル管(継手等)	0.000	トン			搬出先1				km		トン	トン	0.000	トン	0
石膏ボード	0.000	トン			搬出先1				km		トン	トン	0.000	トン	0
紙くず	0.000	トン			搬出先1				km		トン	トン	0.000	トン	0
72 ^号 土 (集積物)	0.000	トン			搬出先1				km		トン	トン	0.000	トン	0
その他の分別 された廃棄物	0.000	トン			搬出先1				km		トン	トン	0.000	トン	0
面会収集の廃棄物 (建設廃生土等)	0.000	トン			搬出先1				km		トン	トン	0.000	トン	0
第一種 建設廃生土	0.000	トン	トン	トン	搬出先1				km		トン	トン	0.000	トン	0
第二種 建設廃生土	0.000	トン	トン	トン	搬出先1				km		トン	トン	0.000	トン	0
第三種 建設廃生土	0.000	トン	トン	トン	搬出先1				km		トン	トン	0.000	トン	0
第四種 建設廃生土	0.000	トン	トン	トン	搬出先1				km		トン	トン	0.000	トン	0
現場土以外の生土	0.000	トン	トン	トン	搬出先1				km		トン	トン	0.000	トン	0
生土 (建設汚泥を除く)	0.000	トン	トン	トン	搬出先1				km		トン	トン	0.000	トン	0
合計	0.000	トン	0.000	0.000	搬出先1				km		0.000	0.000	0.000	トン	0

コード10
1.他府県
2.県内
3.道内
4.その他

コード11
1.雑草
2.樹木
3.天日乾燥
4.その他

コード12
建設工事について
1.A指定区分
(搬出時に指定されたもの)
2.B指定区分(すくは資源区分)
(搬出時には指定されていないが、
廃生土に設計変更し指定区分とされたもの)
3.自由区分

コード13
建設副産物の区分
1.1号
2.他の工事現場
3.区外指定処分場による処理
4.中間処理施設(アスファルト会社プラント)
5.中間処理施設(会社プラント以外の資源加工施設)
6.中間処理施設(サーマルサイクル)
7.中間処理施設(焼却炉)
8.中間処理施設(焼却炉)
9.中間処理施設(焼却炉)

建設副産物の区分
1.1号
2.他の工事現場(内蔵)
3.他の工事現場(搬出)
4.ただし、中間処理施設区分を除く
5.土壌改良剤
6.工事現場・仮置場・ストックヤード
(建設用の土砂は除く)
7.工事現場・仮置場・ストックヤード
(建設用の土砂は除く)
8.工事現場・仮置場・ストックヤード
(建設用の土砂は除く)
9.工事現場・仮置場・ストックヤード
(建設用の土砂は除く)
10.土壌改良剤

注記
・建設副産物は記入しないで下さい。
・土壌汚染対策法に基づき処理する土壌は記入しないで下さい。

※ 0.010へ搬出した場合は、有効桁数とみなされません。

様式1 再生資源利用実施書 一建設資材搬入工専用一「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第18条再生資源化報告」、「H30建設副産物実態調査」対応版

1. 工事概要 (赤着色セルは必須入力箇所です。)

Form for project overview including fields for classification (大分類, 中分類, 小分類), registration code (発注機関コード), contractor (発注者), and company details (法人番号, 請負会社名, 代表取締役, 会社所在地).

Form for construction details including project name (工事名), location (工事施工場所), budget (請負金額), and schedule (工期). Includes a table for building levels (階数) and a section for construction type (建設種別).

2. 建設資材利用実施

Main table for construction material utilization with columns for category (分類), sub-category (小分類), type (規格), main use (主な利用用途), material name (再生資材の名称), quantity (再生資材の数量), supply source (再生資材の供給元施設), and utilization rate (再生資源利用率).

- List of material codes and categories for concrete (コンクリート), asphalt concrete (アスファルト・コンクリート), wood (木材), and other construction materials (その他の建設資材).

- List of material codes and categories for asphalt concrete (アスファルト・コンクリート), gravel (砕石), and other materials (その他).

- List of material codes and categories for concrete (コンクリート), asphalt concrete (アスファルト・コンクリート), wood (木材), and other materials (その他).

- Code for construction material supply source (建設資材の供給元施設) with categories like on-site (現場内利用) and off-site (他工事現場).

- Code for construction material utilization (建設資材の利用) with categories like utilization (再生資材の利用) and non-utilization (再生資材の活用がななし).

様式2 再生資源利用促進実施書 ー建設副産物搬出工専用ー

1.工事概要 表画(様式1)に必ずご記入下さい

重積工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

2.建設副産物搬出実施

建設副産物の種類	①発生量 (単位等) ②・③・④	現場内利用・運量				現場外搬出について										再生資源利用促進率 ⑤・⑥・⑦ (%)	
		用途 ④⑩	②利用量 (単位等)	③50%以内取戻分 (単位等)	③減量化量 (単位等)	搬出先名称		区分	搬出先場所 ⑧(単位等)	住所コード ⑨	運送距離 ⑪(単位等)	⑩の距離 ⑪⑫	⑩現場外搬出量 (単位等)	⑩現場内取戻分 (単位等)	⑤再生資源利用促進量 (単位等)		
						⑧1	⑧2										
コーリート	0.000					搬出先1									0.000		0
建設発生木材A (除く建設発生材B)	0.000					搬出先1									0.000		0
アスファルト コンクリート等	0.000					搬出先1									0.000		0
その他がれき類	0.000					搬出先1									0.000		0
建設発生木材B (建設発生材A)	0.000					搬出先1									0.000		0
建設発生	0.000					搬出先1									0.000		0
金属くず	0.000					搬出先1									0.000		0
腐植化ビニル 管・継手	0.000					搬出先1									0.000		0
腐植化ビニル (管・継手以外)	0.000					搬出先1									0.000		0
石膏板	0.000					搬出先1									0.000		0
紙くず	0.000					搬出先1									0.000		0
アパシ (建設材)	0.000					搬出先1									0.000		0
その他の分別 がれき類等	0.000					搬出先1									0.000		0
建設発生土 (建設発生土A)	0.000					搬出先1									0.000		0
第一種 建設発生土	0.000					搬出先1									0.000		0
第二種 建設発生土	0.000					搬出先1									0.000		0
第三種 建設発生土	0.000					搬出先1									0.000		0
第四種 建設発生土	0.000					搬出先1									0.000		0
建設発生土 以外の土	0.000					搬出先1									0.000		0
産業土 (建設発生土以外)	0.000					搬出先1									0.000		0
合計	0.000		0.000	0.000		搬出先1									0.000		0

コーD⑩ 1.搬出先 2.搬出先
3.搬出先 4.その他

コーE⑪ 1.雨水 2.雨水
3.天日乾燥 4.その他

コーF⑫ 1.指定区分
2.指定区分
3.指定区分
4.指定区分

⑧建設発生土の区分
1.指定
2.他の工事現場(内題)
3.他の工事現場(内題)
4.指定区分(内題)
5.指定区分(内題)
6.指定区分(内題)
7.指定区分(内題)
8.指定区分(内題)
9.指定区分(内題)
10.指定区分(内題)

注記 一般廃棄物は記入しないで下さい。
土壌汚染対策法に基づき処理する土壌は記入しないで下さい。

注記 1.入捨分別
(廃法時に指定されたもの)
2.分別分別(分別指定区分)
(廃法時には指定されていないが、
廃法後に設計変更し指定区分とされたもの)
3.分別分別

注記 1.指定
2.他の工事現場(内題)
3.他の工事現場(内題)
4.指定区分(内題)
5.指定区分(内題)
6.指定区分(内題)
7.指定区分(内題)
8.指定区分(内題)
9.指定区分(内題)
10.指定区分(内題)

注記 1.指定
2.他の工事現場(内題)
3.他の工事現場(内題)
4.指定区分(内題)
5.指定区分(内題)
6.指定区分(内題)
7.指定区分(内題)
8.指定区分(内題)
9.指定区分(内題)
10.指定区分(内題)

※ 0.010へ取出した場合は、有効利用とみなされません。

リサイクル計画書

(概略設計・予備設計・基本設計)
 (詳細設計・実施設計)
 (積算段階)

1. 設計概要

発注機関名	
工事名	
工事場所	
工事概要等	
工期(予定)	

2. 建設資材利用計画

建設資材	利用量	現場内利用量	再生材利用量	新材利用量	再生資源利用率 (+) / ×100	備考
コンクリート	トン	トン	トン	トン	%	
コンクリート及び鉄から成る建設資材	トン	トン	トン	トン	%	
木材	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト混合物	トン	トン	トン	トン	%	
土砂	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%	
砕石	m ³	m ³	m ³	m ³	%	
塩化ビニル管・継手	kg	kg	kg	kg	%	
石膏ボード	トン	トン	トン	トン	%	
	トン	トン	トン	トン	%	

最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

建設資材の利用量が、土砂や砕石は10m³、塩化ビニル管・継手は1,000kg、その他は1トンに満たない場合は省略できるものとする。

3. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	発生量	現場内利用 (減量化量)	他工事への 搬出量	再資源化施設 への搬出量	ストックヤード への搬出量	現場内利用率 (/ ×100)	有効利用率 ((+ + +) / ×100)	備考
コンクリート塊	トン	トン	トン	トン		%	%	
建設発生木材 A <small>(柱、ボードなど木製資材が廃棄物となったもの)</small>	トン	トン	トン	トン		%	%	
アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	トン		%	%	
その他がれき類	トン	トン	トン	トン		%	%	
建設発生木材 B <small>(立木、除根材などが廃棄物となったもの)</small>	トン	トン	トン	トン		%	%	
建設汚泥	トン	トン	トン	トン		%	%	
金属くず	トン	トン	トン	トン		%	%	
廃塩化ビニル管・継手	kg	kg	kg	kg		%	%	
廃プラスチック <small>(塩化ビニル管・継手を除く)</small>	kg	kg	kg	kg		%	%	
廃石膏ボード	トン	トン	トン	トン		%	%	
紙くず	トン	トン	トン	トン		%	%	
アスベスト(飛散性)	トン	トン	トン	トン		%	%	
その他の分別された廃棄物	トン	トン	トン	トン		%	%	
混合状態の廃棄物 <small>(建設混合廃棄物)</small>	トン	トン	トン	トン		%	%	
建設発生土 第1種建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%	%	
第2種建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%	%	
第3種建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%	%	
第4種建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%	%	
泥土 <small>(浚渫土)</small>	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%	%	
合計	トン	トン	トン	トン	トン	%	%	

【概略設計・予備設計・基本設計時】地図、航空写真、踏査等から検討する。

【概略設計・予備設計・基本設計時】利用可能量等は、現時点で算出可能なものとする。

建設発生土の区分(既存資料から判断するものとする)

- ・第1種建設発生土...砂、礫及びこれらに準ずるもの。
- ・第2種建設発生土...砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの。
- ・第3種建設発生土...通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの。
- ・第4種建設発生土...粘性土及びこれらに準ずるもの。(第3種建設発生土を除く)
- ・泥土(浚渫土) ...浚渫土のうち概ねqc2以下のもの。

建設汚泥、建設発生木材の「現場内利用」の欄には、上段に現場内利用、下段に現場内での減量化量を記入する。

「ストックヤードへの搬出量」には、他工事に再利用されることが予定される場合のみ記入する。

「他工事」には、他機関の公共工事や民間工事も含む。

建設副産物搬出計画について、基本的には全量を再利用することを原則として計画する。

建設副産物の発生・搬出量が、廃塩化ビニル管・継手及び廃プラスチックは1,000kg、建設発生土は10m³、

その他は1トン(ただし、建築工事(附帯設備含む)におけるコンクリート塊は10トン)に満たない場合は省略することができるものとする。

リサイクル阻害要因説明書（当初・変更）

1. 設計概要

発注機関名	
工事名	
工事場所	
工事概要等	
工期（予定）	

2. 建設資材利用使用計画・実績 【新材を使用する理由について】

建設資材の種類 新材使用の理由	土砂 (購入土砂等)	砕石 (再生砕石以外)	アスファルト混合物 (新材)	備考 (その他特記事項記入)
夜間工事のため再生材の搬入ができない				
道路管理者の指示により再生材の使用ができない				
再生材の供給場所がない				
再生材の供給量が減少した				
再生材の規格が仕様に適合しない				
その他(具体的に理由を備考欄に記入する)				

再生材には現場発生材、工事間利用による発生材を含む。

土砂については、埋戻し、盛土、築堤、海面埋立等に新材(埋戻し用砂、しゃ断層用砂等の購入材)を使用する場合に記入する。

砕石については、路盤、基礎、裏込等に新材(クラッシャーラン、粒度調整砕石等)を使用する場合に記入する。

アスファルト混合物については、舗装に新材(アスファルト混合物等)を使用する場合に記入する。

3. 建設副産物搬出計画・実績(1) 【発生土の自由処分、コンクリート塊等を処分する理由について】

建設副産物 []内:目標値 ()内:達成値 目標値を達成できない理由	建設発生土 [%] (%)	コンクリート塊 [%] (%)	アスファルト・コンクリート塊 [%] (%)	備考 (その他特記事項記入)
夜間工事のため搬出先が指定できない				
再利用できる現場がない				
再資源化施設がない				
再資源化施設の受入容量が減少した				
再利用できる規格に適合しない				
有害物質が混入している				
その他(具体的に理由を備考欄に記入する)				

建設発生土の処分について、工事間流用、仮置き場への搬入用以外の場合に記入する。

コンクリート塊及びアスファルト塊については、現場から直接最終処分場へ搬出する場合に記入する。

建設副産物搬出計画・実績(2) 【建設汚泥等を最終処分する理由について】

建設副産物 []内:目標値 ()内:達成値 目標値を達成できない理由	建設汚泥 [%] (%)	建設混合廃棄物 [%] (%)	建設発生木材 [%] (%)	備考 (その他特記事項記入)
夜間工事のため搬出先が指定できない				
再利用できる現場がない				
再資源化施設がない				
再資源化施設の受入容量が減少した				
再利用できる規格に適合しない				
有害物質が混入している				
その他(具体的に理由を備考欄に記入する)				

建設汚泥については、現場から直接最終処分場へ搬出する場合に記入する。

建設発生木材については、現場から直接最終処分場へ搬出する場合及び現場から焼却のみ行う中間処理施設へ搬出する場合に記入する。

説 明 書

(法第 12 条に基づく説明)

平成 年 月 日

(発注者)

大 阪 市 長 様

住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

電話番号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 1 項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について、次のとおり説明します。

記

1. 工事の名称

2. 工事の場所

3. 説明内容

- 一 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- 二 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- 三 工事着手の時期及び工程の概要
- 四 分別解体等の計画
- 五 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

4. 添付資料(該当する事項の欄に、「レ」を付すこと。)

別表(別表 1 ~ 3 のいずれかに必要事項を記載したもの)

別表 1 (建築物に係る解体工事)

別表 2 (建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替))

別表 3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事(土木工事等))

工程の概要を示す資料

工程表

建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

建築物の構造	木造 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造 鉄骨造 コンクリートブロック造 その他()		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数 _____年、棟数 _____棟 その他()	
	周辺状況	周辺にある施設 住宅 商業施設 学校 病院 その他() 敷地境界との最短距離 約_____m その他()	
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所 十分 不十分 その他()	
	搬出経路	障害物 有() 無 前面道路の幅員 約_____m 通学路 有 無 その他()	
	残存物品	有 () 無	
	特定建設資材への付着物	有(飛散性石綿(吹付け石綿、石綿含有ロックウール等) 非飛散性石綿(石綿含有ビニル床タイル等) その他()) 無	大気汚染防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出について 届出済 届出予定 届出対象外
	その他(特定建設資材に付着していない、解体時に発生する有害物質)	有(飛散性石綿(吹付け石綿、石綿含有断熱材・保温材等) 非飛散性石綿(石綿含有スレート板等 使用面積 _____m ²) その他()) 無	大気汚染防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出について 届出済 届出予定 届出対象外
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	
	建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し 有 無	分別解体等の方法 手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
その他()	その他の取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序	上の工程における _____の順序 その他() その他の場合の理由()		
内装材に木材が含まれる場合	_____の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前取り外し 可 不可 不可の場合の理由()		
建築物に用いられた建設資材の量の見込み	_____トン		
廃棄物発生見込み	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み
		コンクリート塊	_____トン
		アスファルト・コンクリート塊	_____トン
		建設発生木材	_____トン
(注)	建築設備・内装材等	屋根ふき材	外装材・上部構造部分 基礎・基礎ぐい その他
備考			

欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類		コンクリート　コンクリート及び鉄から成る建設資材 アスファルト・コンクリート　木材		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数_____年、棟数_____棟 その他(_____)		
	周辺状況	周辺にある施設　住宅　商業施設　学校 病院　その他(_____) 敷地境界との最短距離　約_____m その他(_____)		
建築物に関する調査の結果及び工事着手前実施する措置の内容		建築物に関する調査の結果		工事着手手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所　十分　不十分 その他(_____)		
	搬出経路	障害物　有(_____)　無 前面道路の幅員　約_____m 通学路　有　無 その他(_____)		
	特定建設資材への付着物(修繕・模様替工事のみ)	有 (_____) 無		
	その他			
工程ごとの作業内容	工程	作業内容		
	造成等	造成等の工事　有　無		
	基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事　有　無		
	上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事　有　無		
	屋根	屋根の工事　有　無		
	建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事　有　無		
	その他 (_____)	その他の工事　有　無		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分又は使用する部分(注)
		コンクリート塊	トン	
		アスファルト・コンクリート塊	トン	
		建設発生木材	トン	
(注)　造成等　基礎　上部構造部分・外装　屋根　建築設備・内装等　その他				
備考				

欄には、該当個所に「レ」を付すこと。

建築物以外のもにに係る解体工事又は新築工事(土木工事等)

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)	鉄筋コンクリート造 その他()			
工事の種類	新築工事 維持・修繕工事 解体工事			
	電気 水道 ガス 下水道 鉄道 電話 その他()			
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)	コンクリート コンクリート及び鉄から成る建設資材 アスファルト・コンクリート 木材			
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数 年 その他()		
	周辺状況	周辺にある施設 住宅 商業施設 学校 病院 その他() 敷地境界との最短距離 約 m その他()		
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	作業場所	工作物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容	
	搬出経路	作業場所 十分 不十分 その他()		
	特定建設資材への付着物(解体・維持・修繕工事のみ)	障害物 有() 無 前面道路の幅員 約 m 通学路 有 無 その他()		
	その他	有 () 無		
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容		分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	仮設	仮設工事 有 無		手作業 手作業・機械作業の併用
	土工	土工事 有 無		手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎	基礎工事 有 無		手作業 手作業・機械作業の併用
	本体構造	本体構造の工事 有 無		手作業 手作業・機械作業の併用
	本体付属品	本体付属品の工事 有 無		手作業 手作業・機械作業の併用
	その他 ()	その他の工事 有 無		手作業 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序 (解体工事のみ)	上の工程における の順序 その他() その他の場合の理由()			
工作物に用いられた建設資材の量の見込み(解体工事のみ)	トン			
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分又は使用する部分(注)
		コンクリート塊	トン	
		アスファルト・コンクリート塊	トン	
		建設発生木材	トン	
(注) 仮設 土工 基礎 本体構造 本体付属品 その他				
備考				

欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面

(建築物に係る解体工事事用)

1. 分別解体の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	建築設備・内装材等	建築設備・内装材の取外し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	屋根ふき材	屋根ふき材の取外し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他()	その他の取壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

当てはまる に「レ」印を記入。

2. 請負代金のうち解体工事に要する費用

円

(受注者の見積金額)

3. 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行うための施設の名称及び所在地

(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

別紙のとおり

4. 請負代金のうち特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

円

(受注者の見積金額)

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面

(建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)用)

1. 分別解体の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	造成等	造成等の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	屋根	屋根の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他()	その他の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

当てはまる に「レ」印を記入。

2. 請負代金のうち解体工事に要する費用 _____ 円
(受注者の見積金額)

3. 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行うための施設の名称及び所在地
(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

別紙のとおり

4. 請負代金のうち特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 _____ 円
(受注者の見積金額)

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面

（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)用）

1. 分別解体の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法	
	仮設	仮設工事		手作業
		有	無	手作業・機械作業の併用
	土木	土工事		手作業
		有	無	手作業・機械作業の併用
	基礎	基礎工事		手作業
		有	無	手作業・機械作業の併用
	本体構造	本体構造の工事		手作業
有		無	手作業・機械作業の併用	
本体付属品	本体付属品の工事		手作業	
	有	無	手作業・機械作業の併用	
その他（ ）	その他の工事		手作業	
	有	無	手作業・機械作業の併用	

当てはまる に「レ」印を記入。

2. 請負代金のうち解体工事に要する費用 _____ 円
 （受注者の見積金額）

3. 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行うための施設の名称及び所在地
 （特定建設資材廃棄物について記載されていればよい）

別紙のとおり

4. 請負代金のうち特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 _____ 円
 （受注者の見積金額）

通 知 書

平成 年 月 日

大 阪 市 長 様

工事発注者 発注者名： _____
 (通知提出者) 所属名： _____
 職氏名： _____
 電話番号： _____ - _____

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定により、次のとおり通知します。

記

工 事 内 容	工事名			
	施工場所	大阪府大阪市 区 丁目		
	工事概要	建築物に係る解体工事 建築物に係る新築又は増築の工事 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの 建築物以外のもに係る解体工事又は新築工事等 ()注1 工事の規模 建築物に係る解体工事 用途____、階数____、工事対象床面積____m ² 建築物に係る新築又は増築の工事 用途____、階数____、工事対象床面積____m ² 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの 用途____、階数____、請負代金____万円(税込) 建築物以外のもに係る解体工事又は新築工事等 請負代金____万円(税込)		
	工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 工事着手予定日：平成 年 月 日		
受 注 者	会社名			
	現場代理人			
	所在地	〒 -		
	電話番号	- -	F A X	- -

欄には該当箇所にレを付すこと。

受付番号： _____

注1) 建築物以外のもに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。(例：舗装、築堤、土地改良等)

告 知 書

平成 年 月 日

(下請負人)

様

氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 -) 電話番号 - -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 2 項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について、次のとおり告知します。

記

1. 工事の名称 _____

2. 工事の場所 _____

3. 告知内容

- 一 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- 二 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- 三 工事着手の時期及び工程の概要
- 四 分別解体等の計画
- 五 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

4. 添付資料 (該当事項の欄に「レ」を付するか「 」とする)

別表 (別表 1~3 のいずれかに必要事項を記載したもの)

別表 1 (建築物に係る解体工事)

別表 2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))

別表 3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))

工程の概要を示す資料

工程表